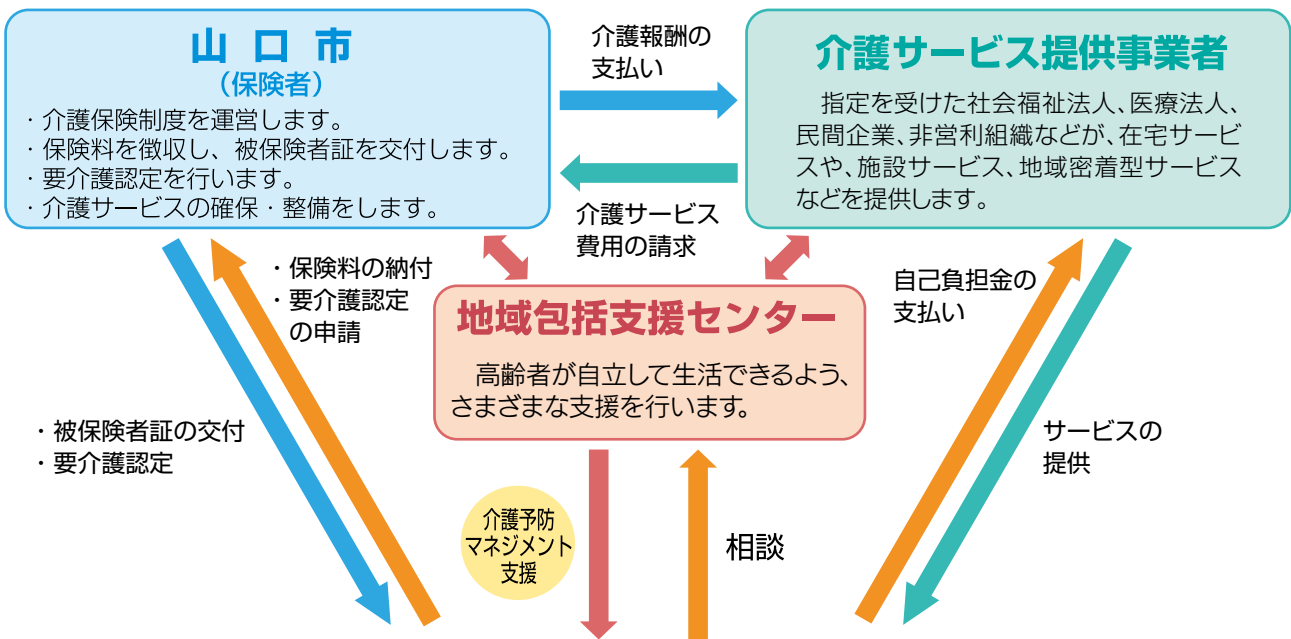


1 介護保険制度のしくみと被保険者

介護を社会全体で支え合う制度です

介護保険は、みなさんがいつまでも住みなれたまちで安心して暮らせるために、山口市が運営し、40歳以上のみなさんが加入者（被保険者）となって介護保険料を納め、介護が必要になったときなどには、費用の一部を支払ってサービスを利用することができる社会保険制度です。

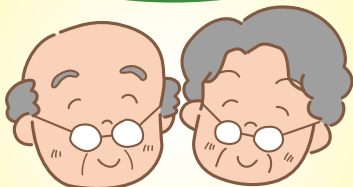
制度のしくみ



加入者（被保険者）

- ☆保険料を納めます。
- ☆サービスを利用するための申請をします。
- ☆サービスを利用の際は、自己負担金を支払います。

65歳以上の方 (第1号被保険者)



サービスを利用できる方
「介護が必要」と認定された方
※介護が必要になった原因が、
どんな病気やけがかは問われません。

40歳以上 65歳未満の方 (第2号被保険者)



サービスを利用できる方
特定疾病(4ページ下参照)が原因で
「介護が必要」と認定された方
※事故や他の病気など特定疾病以外の原因で
介護が必要になった場合は、介護保険の対象
にはなりません。